

きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎ か いじょうれい
○京都市障害者施策推進審議会条例

へいせい ねん がつ にち
平成6年3月10日
じょうれいだい ごう
条例第42号

きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎ か いじょうれい
京都市障害者施策推進審議会条例

せっち
(設置)

だい じょう しょうがいしゃきほんほうだい じょうだい こう きてい しんぎかい きょうとし
第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市
しょうがいしゃし さくすいしんしんぎかい い か しんぎかい
障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

そしき
(組織)

だい じょう しんぎかい いいん にんい ない そしき
第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 いいん がくしきけいけん もの たしちょう てきとう みと もの
委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、
しちょう いしよく また にんめい
市長が委嘱し、又は任命する。

いいん にんき
(委員の任期)

だい じょう いいん にんき ねん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ
第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者
ざんにんきかん
の残任期間とする。

2 いいん さいにん
委員は、再任されることができる。

かいちょう
(会長)

だい じょう しんぎかい かいちょう お
第4条 審議会に会長を置く。

2 かいちょう いいん ごせん さだ
会長は、委員の互選により定める。

3 かいちょう しんぎかい だいひょう かいむ そうり
会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 かいちょう じ こ かいちょう しめい いいん しょくむ
会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務
だいり
を代理する。

しょうしゅうおよ ぎ じ
(招集及び議事)

だい じょう しんぎかい かいちょう しょうしゅう
第5条 審議会は、会長が招集する。

2 かいちょう かいぎ ぎちょう
会長は、会議の議長となる。

3 しんぎかい いいん かはんすう しゅっせき かいぎ ひら
審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな
い。

4 しんぎかい ぎ じ しゅっせき いいん かはんすう けつ か ひ どうすう
審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、
ぎちょう けつ
議長の決するところによる。

いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ しんぎかい そしきおよ うんえい かん ひつよう
第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要
じこう しちよう さだ
な事項は、市長が定める。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
附 則（平成24年5月28日条例第1号）

しこうきじつ
(施行期日)

1 じょうれい じきそく さだ ひ しこう だい じょうだい こうちゅう
この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中
にん にん あらた かいせいきてい こうふ ひ しこう
「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。
へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう へいせい ねん がつ にち しこう
(平成24年5月28日規則第8号で平成24年5月28日から施行)

けい か そ ち
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策
推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の
京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）
に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。
- 3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者
施策推進審議会は、市長が招集する。

きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎ かいじょうれいしこうきそく
○京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

へいせい ねん がつ にち
平成6年6月14日
きそくだい ごう
規則第26号

きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎ かいじょうれいしこうきそく
京都市障害者施策推進審議会条例施行規則

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎ かい い か しんぎ かい
第1条 京都市障害者施策推進審議会(以下「審議会」という。)の庶務は、
ほけんふくしきよく おこな
保健福祉局において行う。

ほそく
(補則)

だい じょう きそく さだ
第2条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
かいちょう さだ
会長が定める。

ふそく
附則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
へいせい ねん がつ にち きそくだい ごう へいせい ねん がつ にち しこう
(平成24年5月28日規則第9号で平成24年5月28日から施行)

けいかそち
(経過措置)

2 きょうとししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎ かいじょうれい いちぶ かいせい じょうれい へいせい ねん
京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成24年5
がつ にち きょうとしじょうれいだい ごう ふそくだい こう べつ さだ ひ へいせい ねん がつ
月28日京都市条例第1号)附則第2項の別に定める日は、平成24年6月25
にち
日とする。

きょうとししょうがいしゃしさをすいしんしんぎかいせつちようこう
○京都市障害者施策推進審議会設置要綱

もくてき
(目的)

だい じょう きょうとししょうがいしゃしさをすいしんしんぎかい い か しんぎかい
第1条 京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）の設置に伴
い、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

しよりじこう
(処理事項)

だい じょう しんぎかい つぎ かくごう かか じむ しより
第2条 審議会では、次の各号に掲げる事務について処理する。

- (1) ほんし しょうがいしゃけいかく さくていおよ へんこう かん じこう しより
本市における障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- (2) ほんし しょうがいしゃ かん しさく そうごうてき けいかくてき すいしん
本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について
必要事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- (3) ほんし しょうがいしゃ かん しさく すいしん ひつよう かんけいぎょうせいき かん
本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関
相互で連絡調整を要する事項の調査審議

いいん
(委員)

だい じょう しんぎかい いいん つぎ かくごう かか もの こうせい
第3条 審議会委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) しゃかいふく しじぎょう かん がくしきけいけん もの
社会福祉事業に関して学識経験がある者
- (2) しょうがい ものおよ しょうがいしゃ ふくし かん じぎょう じゅうじ もの
障害のある者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (3) こうぼ せんしゅつ もの
公募により選出された者

ふそく
附則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成6年6月1日から施行する。

ふそく
附則

この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成24年5月28日から施行する。